

総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の指定について

1. 概要

循環型社会の構築が求められている中で、国土交通省においては平成14年度の重点施策として「総合的な静脈物流システムの構築」を掲げ、その重要な推進策として「港湾を核とした静脈物流ネットワーク」を構築していくこととしている。

「港湾を核とした静脈物流ネットワーク」を構築するにあたっては、既存ストックを最大限に活用し、港湾における総合的な静脈物流拠点の形成を進めるとともに、これら拠点を核として環境に優しく安全で低コストな海上輸送で結びつける広域的なネットワークを図る必要があり、全国的な観点から適切な静脈物流拠点の配置が求められるところである。

このような背景の下、広域的なりサイクル施設の立地に対応した静脈物流の拠点となる港湾を、港湾管理者からの申請により国が指定し、拠点作りを支援するものである。

2. 指定要件

地理的・経済的に地域ブロックにおけるリサイクル拠点としてのポテンシャルがあること。

静脈物流に係る港湾取扱貨物量が一定程度見込まれること。

リサイクル処理施設が既に立地している、又は立地が確実に見込まれること。

港湾管理上、港湾における廃棄物の取扱が円滑に行えること。

地元との調整が整っていること。

3. 指定港に対する支援策（案）

地域の受け入れ体制整備によるリサイクル産業の新規立地促進

国と港湾管理者による静脈物流システム事業化調査の共同実施

民間事業者が行うリサイクル施設の整備に対する特定民間都市開発事業としての支援

推進組織「リサイクルポート推進協議会（仮称）」を設立し、協議会への参画による港湾相互間及び港湾・企業間連携の促進

静脈物流基盤（岸壁等）の整備に対する支援

等